

社会福祉法人ユキ福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ユキ福社会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、別表1により交通費を支払うものとする。

2 交通費の実費が、前項の額を越える場合には、その実費とする。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

別表 1

名称	金額
理事会出席旅費	1回 1,000円
評議員会出席旅費	1回 1,000円
監事監査出席旅費	1回 1,000円